

# 令和5年度第6回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年7月24日（月）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第8号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第9号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第10号 教育委員会委員学校訪問実施に伴う所感の件

日程第7 議案第14号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

日程第8 議案第15号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する  
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 8 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 7 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和5年度就学援助認定総括表(7月認定者)

(令和5年7月1日現在)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

## ◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 1

## ●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 0

# 令和5年度就学援助認定総括表

(令和5年7月1日現在)

申請世帯	133	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	118	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	116	世帯
経済的困窮世帯	44	世帯
児童扶養手当受給世帯	70	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	133	118	15	2	10.6

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(6月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	11	8	7	18	9	63
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	6	4	4	7	3	30
芽室南小学校							0
帯広栄小学校			1	1		1	3
合計	16	17	13	12	25	13	96

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合計	12	23	31	66

合計

162

## ●準要保護不認定者数一覧(4月28日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	4		2	10
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合計	3	2	1	5	2	4	17

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合計	4	1	2	7

合計

24

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	5	7	1	9	3	31
						0
4	3	4	2	2	1	16
						0
						0
10	8	11	3	11	4	47

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41

合計

88

## ○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

## ○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人

5年 1人

6年 1人

## ○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

#### イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

### 3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 9 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 7 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

## 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・ 死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・ 診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第6

報告第10号

教育委員会委員学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会委員学校訪問実施に伴う所感について、各学校に対し通知したので、報告します。

令和5年7月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 91 号  
令和 5 年 7 月 20 日

学 校 長 各 位

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育委員会委員による学校訪問にかかる所感について（通知）

さきに実施した学校訪問に当たりましては、公務等の多用の中、適切な対応をいただきお礼申し上げます。

つきましては、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校経営等に生かすことを期待します。

#### 記

#### 1 確かな学力や社会の変化に対応する力などの育成について

本町の教育行政執行方針にある「児童生徒が主役となり、主体的に課題解決を図る教育の推進」を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の充実などによる学力の向上に向け、様々な取組をされているところであります。

今後、子供のアウトプットの間や機会を重視した「3：7の学び」を念頭に、教師主導の一斉指導からの脱却を図るとともに、全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析する中で、検証改善サイクルを生かした授業改革やカリキュラム・マネジメントの充実に努めてください。

また、タブレットや大型提示装置を活用した授業について、様々な取組の工夫がなされていることが理解できましたが、タブレットを教具から文具にするとともに、大型提示装置がモニターではなく学びのプラットホームにする中で、個別最適な学びや協働的な学びの一体的充実を図るようお願いします。

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取組、いじめや不登校などを未然に防ぐための様々な取組をされているところであります。また、各校の特色を生かし、道徳教育や自己肯定感を高める取組など、組織的な取組内容等を理解することができました。

今後さらに、郷育・夢育を重視する中で、一人一人のウェルビーイングの実現やエージェンシーの育成を目ざし、積極的な生徒指導を通して、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、子供の内面に根ざした道徳性や自己肯定感を高める取組の充実をお願いします。

また、体力・運動能力の向上を目指し、体育の授業の改善やスポーツ機会の充実

を図るとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食習慣や生活習慣の確立を促す食育指導、及び健康教育の一層の推進をお願いします。

さらに、「芽室町不登校支援システム」等に基づき、ネットトラブルなど情報モラル教育の取組や、学校風土調査を活用するなど、今後とも、より良い学校生活や望ましい人間関係づくりのため、日頃からの子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

### 3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、PTAや学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民との共通認識を図るとともに、郷育・夢育をキーワードに、コミュニティ・スクールの取組や「めむろ未来学」における各種活動、及び食農教育等が推進されていることが理解できました。特に「めむろ未来学」については、子供たちがワクワク・ドキドキするような探究・提案・発信型の学びとなるよう改善、充実をお願いします。

また、地域とともにある学校づくりのためには、学校と地域がパートナーとして、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

今後も、学校運営協議会等での熟議はもとより、PTAとの連携・協働を図る中で、地域学校協働活動等の取組を進め、学校・家庭・地域等が一体となって、AI時代を含め、未来社会を拓き、創る子供たちの豊かな成長を支える地域とともにある学校づくり、信頼される学校づくりに取り組まれますようお願いいたします。

加えて、各校の実態を踏まえ、働き方改革が進められていますが、子供と教職員が向き合う時間を確保する中で、魅力ある学校づくりにつながる創意工夫を生かした取組をお願いします。

(教育推進課教育総務係)

日程第 7

議案第 1 4 号

芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

令和 5 年 7 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和5年8月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.1

命(新)	氏名	旧(免)	備考
教育推進課給食センター長	側 瀬 美 和	教育推進課給食センター長 (兼) 給食係長	

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
教育推進課給食係長	山 本 直 也	監査委員事務局	監査委員事務局事務係長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	平 光 洋 太	教育推進課給食係	健康福祉課社会福祉係

日程第 8

議案第 15 号

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出  
の件（非公開）

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであ  
ります。

令和 5 年 7 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第38-2号

令和5年7月24日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。